

基本協定書（案）

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業（以下「本件事業」という。）に関して、神奈川県（以下「県」という。）と〔 〕（以下「落札者」という。）との間で、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し落札者の設立する本件事業の遂行者（以下「事業者」という。）と県との間で締結する施設の整備及び維持管理・運営に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けた県及び落札者の双方の協力について定めることを目的とする。

（事業契約）

第2条 県及び落札者は、本件事業の公募手続に関して応募者に配布した書類（入札説明書及び質問回答書を含み、これらに限らない。）に基づき、県と事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の県議会での議決を得て事業契約締結に至るよう最善の努力をする。

（事業者）

第3条 落札者は、事業契約の締結に向けて相互に協力し、一体として行動するものとする。〔グループ代表者〕は、事業者の設立及び事業の遂行に当たっては、〔グループ代表者〕を含む出資者をしてその必要資金を事業者に対する株式出資、劣後ローン及び匿名組合契約等に基づく出資の方法により拠出せしめ（事業者設立の時点においては総額最低〔 〕円）、事業者設立後も事業者の株主・出資者として、事業者が事業契約を締結し遵守するようその権利を行使せしめるものとする。

2 前項の事業者に対する資金拠出に大幅な変更が生じる場合は、〔グループ代表者〕は、事業者及び〔グループ代表者〕を含む出資者をして、あらかじめ県の承認を得さしめるものとし、〔グループ代表者〕を含む出資者の事業者に対する株式出資、劣後ローン及び匿名組合契約等に基づく出資に関する権利義務（株式、貸付債権、匿名組合出資そのものを含むが、これらに限らない。）を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権設定その他の担保提供をする場合も同様とする。

3 前項の場合において、県は、合理的な理由なくして、前項の承認を留保し、又は遅延させないものとする。

4 落札者は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために相互に協力するものとする。

(準備行為)

第4条 事業契約締結前であっても、落札者は本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、県は必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約とんざの場合における処理)

第5条 事業契約について、県議会の議決が得られないことを理由として、事業契約の締結に至らなかった場合、それまでに県及び落札者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(紳士協定)

第6条 県及び落札者は、本基本協定が第2条から前条まで及び次条の規定を除いて、県及び落札者を法的に拘束しないことを確認する。

(秘密保持)

第7条 県及び落札者は、本基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本基本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、県が条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

以上を証するため、本基本協定を〔 〕通作成し、県及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 松 沢 成 文

〔 落 札 者 〕